

## 地方消費者行政の一層の強化を求める会長声明

全国の消費生活センターに寄せられる消費者被害やトラブルに関わる苦情相談件数は、1985年までは10万件以下であったものが、最近10年程は90万件前後で推移しており、過去30年間に約10倍に増加したまま高止まりの状態にある。とりわけ、高齢者の消費者被害・トラブルの割合が高く、判断力が低下した高齢者の弱い立場につけ込むような悪質商法・詐欺商法が目立ち、社会全体にとって由々しき事態となっている。

こうした中、地方消費者行政の財政基盤の確保の問題は、極めて重要な課題である。現在、地方消費者行政の財政基盤は、「地方消費者行政推進交付金」等の国の支援により支えられている。しかし、地方消費者行政推進交付金の対象は、2017年度までの新規事業に限定されており、継続性が確保されていない。地方公共団体の政策判断は、必ずしも消費者行政重視に舵を切っているとはいはず、財政基盤の脆弱化は地方消費者行政の後退を招くことになりかねない。

そこで、地方消費者行政の財政基盤を引き続き確保し、充実していくためには、地方消費者行政推進交付金の対象事業を、2018年度以降の新規事業も適用対象に含めるよう同交付金の実施要領を改めるべきである。

また、消費生活相談情報のP I O—NET登録、重大事故情報の通知、法令違反業者への行政処分、適格消費者団体の差止関係業務など、国の業務と関連があり、全国的な水準を向上させる必要性が大きい業務が地方公共団体により担われることに鑑みれば、地方財政法第10条を改正し、これらを担当する地方公共団体の職員・相談員の人権費等の相当割合を、国が恒久的に負担することとすべきである。

こうした財政基盤の確立とともに、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、国による実効性のある支援を強化することが望まれる。

当会は、国による継続性のある財政支援と、さまざまな施策への実効性のある支援及びこれらの通じた地方消費者行政の一層の強化を求めるものである。

以上

2017年（平成29年）8月18日  
愛媛弁護士会  
会長 高橋直人